

新司法試験の出題に係る法令について

1 民事系科目（商法に関する分野）について

平成18年の新司法試験においては、平成17年 月 日第162回国会において成立した会社法（平成17年法律第 号）が試験日に施行されているか否かにかかわらず、同法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第 号）による改正後の商法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題するものとする。ただし、会社法による実質改正部分については、基本的な事項に関するもの以外は出題しないこととする。

2 租税法について

平成18年の新司法試験では、平成18年1月1日現在において、既に公布され、かつ、同年の新司法試験の選択科目の試験日以前に施行されていることが定まっている法令に基づいて出題する。